



児童手当、遺児年金など 各種手当・年金の申請は忘れずに

市は、次に該当する人に対して手当や年金を支給しています。
受給には申請が必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

■問い合わせ 手当①～②、遺児年金…子ども課子ども支援係 ☎(21)0288
手当③～⑤、心身障害児童年金…福祉課障害福祉係 ☎(21)0284、各地域局地域振興課

◆各種手当

手当名	対象	受給中の人の手続き
①児童手当	中学校修了前の児童の保護者	毎年6月中に「現況届」の提出が必要です。
②児童扶養手当	父子・母子家庭(※1)で、18歳未満の児童の保護者	8月30日(金)までに、「現況届」を提出してください。
③特別児童扶養手当	20歳未満の精神、知的、または身体に重度、あるいは中程度の障害のある人の保護者	9月10日(火)までに、「所得状況届」を提出してください。
④障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする人	
⑤特別障害者手当	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする人	

(※1) 父子・母子家庭…父母が婚姻を解消、父または母が死亡・重度の障害状態・行方不明・児童を1年以上遺棄、母が婚姻によらないで懐胎した状態にある児童を養育している家庭
※次の場合は手当を受けられません。
②～⑤…受給者、障害者(児)、または扶養義務者の所得が一定額を超える場合。対象児童、障害者(児)が社会福祉施設・児童入所施設等に入所している場合など。
⑤…病院、または診療所に継続して3カ月を超えて入院する場合。

◆各種年金

年金名	対象	年金額(年額)
心身障害児童年金	20歳未満で下記に該当する人の保護者。ただし、障害児福祉手当を受給中の場合は対象となりません。 (1)身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aもしくは精神保健福祉手帳1級の交付を受けている人、または特別児童扶養手当1級の認定を受けている人 (2)身体障害者手帳3級、療育手帳B(中度)もしくは精神保健福祉手帳2級の交付を受けている人、または特別児童扶養手当2級の認定を受けている人	(1) 7万3500円 (2) 3万6800円
遺児年金	下記に該当する中学生以下の児童を養育している人 (1)両親を亡くした児童 (2)両親の一方を亡くした児童	児童1人につき (1) 3万6800円 (2) 2万4300円

■松山踊りに関する資料を探しています



市は、松山踊りの保存調査を行っており、この保存調査に必要な松山踊りに関する資料を探しています。例えば、古文書、古写真、絵、ポスターなど、松山踊りに関する資料をお持ちの人は提供等ご協力をお願いします。皆さんからのご連絡をお待ちしています。

■問い合わせ 社会教育課文化係 ☎(21)1516

■住宅・土地統計調査にご協力ください



10月1日を基準日として、「住宅・土地統計調査」が行われます。この調査は、全国約350万世帯を対象として、住居や居住している世帯、保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにすることを目的に、5年ごとに行われています。調査の結果は、住生活関連諸施策の基礎資料として利用されます。

対象となった世帯には、県知事が任命した調査員が調査票を持って伺いますので、ご協力をお願いします。

■問い合わせ 総務課情報統計係 ☎(21)0209



元市長の立木大夫さんが逝去 学園文化都市充実や新市発足に尽力

元高梁市長の立木大夫さんが、7月30日、79歳で逝去されました。

立木さんは、昭和32年に旧高梁市職員となり、総務部長、教育長、助役などを歴任し、平成8年12月から平成16年9月まで2期8年間市長を務めました。

市長在任中は、備中松山城の保存修理や文化交流館、備中高梁駅東西連絡道の建設を推進。学園文化都市の充実に向けて吉備国際大学の学部増設への支援や高梁国際ホテルの再建にも尽力されました。平成の大合併では、高梁地域合併協議会の会長を務め、旧1市4町の合併協定項目の調整や取りまとめに手腕を発揮。岡山県で最初の市町村合併を実現させました。合併直後には市長職務執行者に就くなど、新高梁市の発足に多大な貢献をされました。こうした地方自治への功績が認められ、平成17年の秋の叙勲では旭日小綬章を受賞されています。ご冥福をお祈りします。



合併協定調印式で握手する立木元市長(写真:中右)(平成16年3月12日)

いざという時のために受講しませんか? 普通救命講習会を開催します

目の前で突然、人が倒れたらあなたはどうしますか。いざという時、あわてないで適切な応急手当ができるように日常の知識、技術を身に付けられる普通救命講習会を開催します。

■問い合わせ・申し込み 健康づくり課健康増進係 ☎(21)0267
警防課消防係 ☎(21)0124



開催日	場所
9月26日(木)	備中総合センター
10月13日(日)	消防本部講堂 ※
10月23日(水)	有漢保健センター
10月28日(月)	高倉地域市民センター
11月8日(金)	成羽健康管理センター
11月18日(月)	松原町コミュニティハウス
11月28日(木)	宇治総合会館
12月6日(金)	中井町方谷の里ふれあいセンター
1月24日(金)	巨瀬地域福祉センター
1月28日(火)	津川総合会館
2月4日(火)	川上公民館高山市分館
2月5日(水)	玉川総合会館
2月7日(金)	落合研修会館
2月18日(火)	川面地域福祉センター

家族の急病やスポーツ時のけが、事故現場に遭遇など、そんな時にできる手当のことを「応急手当」といいます。また、心臓や呼吸が止まってしまう人の命を救うために、そばに居合わせた人ができる応急手当のことを「救命処置」といいます。講習会では、AED(自動体外式除細動器)を用いた心肺蘇生法や異物除去・止血法などの救命処置や応急手当について学習します。

◆開催時間 午後1時30分～午後4時30分(※10月13日(日)のみ午前9時～正午)

◆講習内容 普通救命講習会(3時間)

◆参加人数 各会場 約20人

◆申し込み方法 健康づくり課へ電話で申し込みください。10月13日(日)の消防本部講堂での普通救命講習会の申し込みは、消防本部で受け付けます。